

ボランティア活動等器材貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ボランティア活動の推進や、福祉体験活動の円滑な実施と併せて、高齢者・障害者等の短期介護の利便に資することを通して、地域福祉活動の一環としてボランティア活動等器材貸出を実施することに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人岡山市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）とする。

(貸出対象者)

第3条 貸出対象者は、次の各号のいずれかに該当し、指定の場所で借り入れ、返却できる者とする。

- (1) 岡山市内に居住又は通勤・通学する個人。
- (2) 岡山市内に活動拠点を有するボランティアグループ又は企業。
- (3) 保健、福祉、医療、教育関係機関、団体又は福祉施設。
- (4) その他、会長が適当と認めた者。

(貸出器材)

第4条 貸出器材の種類は、下記のとおりとする。
車椅子・高齢者擬似体験セット・アイマスク等。

(貸出方法)

第5条 借業者は必ず事前に予約し、その後ボランティア活動等器材借用申請書を提出する。但し、出前福祉体験教室を行う者は、事前に予約をした後、出前福祉体験教室申請書の提出で借用申請とする。

(貸出期間)

第6条 ボランティア活動等器材の貸出期間は原則として10日以内とする。

- (1) 貸出期間中における器材の維持管理は、貸出を受けた本人の責任において行うものとする。
- (2) 消耗的な損傷による故障の修理費は、貸出を受けた本人の申出により、市社協が負担する。但し、その他の理由で貸出不能な状態となったものと認められるものについては、貸出を受けた本人が貸出可能な状態に復するための実費を弁償するものとする。

(借用料金)

第7条 借用料金は無料とする。

(その他)

第8条 市社協から貸出を受けた器材の使用中に事故が起こった場合、市社協は一切責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日より施行する。
この改正要綱は、平成25年12月1日より施行する。
この改正要綱は、平成29年7月1日より施行する。